

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

20問 2時間

A－1 次に掲げる無線局のうち、日本の国籍を有しない人又は外国の法人若しくは団体に免許が与えられない無線局に該当するものはどれか。電波法（第5条）の規定に照らし、下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局
- 2 自動車その他の陸上を移動するものに開設し、若しくは携帯して使用するために開設する無線局又はこれらの無線局若しくは携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設する移動しない無線局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。）
- 3 電気通信業務を行うことを目的として開設する無線局
- 4 海岸局（電気通信業務を行うことを目的として開設するものを除く。）
- 5 電気通信業務を行うことを目的とする無線局の無線設備を搭載する人工衛星の位置、姿勢等を制御することを目的として陸上に開設する無線局

A－2 次の記述は、無線局の予備免許等について述べたものである。電波法（第8条、第9条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、無線局の免許の申請について、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条第1項各号又は第2項各号に適合していると認めるときは、申請者に対し、次の(1)から(5)までに掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
 - (1) 工事落成の期限
 - (2) 電波の型式及び周波数
 - (3) 呼出符号（標識符号を含む。）、呼出名称その他の総務省令で定める識別信号
 - (4) 空中線電力
 - (5) 運用許容時間
- ② 総務大臣は、予備免許を受けた者から申請があった場合において、相当と認めるときは、①の(1)の工事落成の期限を延長することができる。
- ③ ①の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ A なければならない。ただし、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。
- ④ ③の変更は、 B に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条第1項第1号又は第2項第1号の技術基準（電波法第3章（無線設備）に定めるものに限る。）に合致するものでなければならない。
- ⑤ ①の(1)の工事落成の期限（②による期限の延長があったときは、その期限）経過後 C 以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による届出がないときは、総務大臣は、その無線局の免許を拒否しなければならない。

A	B	C
1 総務大臣に届け出	周波数、電波の型式又は空中線電力	1 箇月
2 総務大臣の許可を受け	周波数及び電波の型式	1 箇月
3 総務大臣の許可を受け	周波数、電波の型式又は空中線電力	2 週間
4 総務大臣に届け出	周波数及び電波の型式	2 週間

A－3 次に掲げる主任無線従事者の職務のうち、固定局の主任無線従事者の職務に該当しないものはどれか。電波法施行規則（第34条の5）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 2 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置を執ることを含む。）。
- 3 主任無線従事者の職務を遂行するために必要な事項に関し免許人に対して意見を述べること。
- 4 無線設備の変更の工事を行い、又はその監督を行うこと。

A－4 無線局に関する情報の公表等に関する次の記述のうち、電波法（第25条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務大臣は、電波の有効かつ適正な利用について啓発活動を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の利用状況に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査等を行うために必要な限度において、当該者に対し、当該者の求める無線局に関する情報を提供することができる。
- 2 総務大臣は、電波の利用に関する技術の調査研究及び開発を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の利用状況の調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第3項第7号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、当該者の求める無線局に関する情報を提供することができる。
- 3 総務大臣は、電波の利用の促進に関する調査研究を行う場合その他総務省令で定める場合に必要とされる電波の有効利用に関する調査を行おうとする者の求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。
- 4 総務大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更をする場合その他総務省令で定める場合に必要とされる混信若しくはふくそうに関する調査又は電波法第27条の12（特定基地局の開設指針）第3項第7号に規定する終了促進措置を行おうとする者の求めに応じ、当該調査又は当該終了促進措置を行うために必要な限度において、当該者に対し、無線局の無線設備の工事設計その他の無線局に関する事項に係る情報であって総務省令で定めるものを提供することができる。

A－5 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度を超えて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①の副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）各項の規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置を執るべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 D ことができる。

A	B	C	D
1 電気通信業務の用に供する無線設備	利得及び能率	4ナノワット	当該措置の内容の報告を求める
2 他の無線設備	電氣的常数	4ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
3 電気通信業務の用に供する無線設備	電氣的常数	40ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 他の無線設備	電氣的常数	40ナノワット	当該措置の内容の報告を求める
5 電気通信業務の用に供する無線設備	利得及び能率	40ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

A－6 送信空中線の型式及び構成等に関する次の事項のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、この規定に定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 発射可能な電波の周波数帯域がなるべく広いものであること。
- 3 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
- 4 満足な指向特性が得られること。

A－7 電波法に基づく命令に規定する設備や方式等に関する定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 「タカン」とは、960MHzから1,215MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離及び方位を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。
- 2 「ATCRBS」とは、地表の定点において、位置、識別、高度その他航空機に関する情報（飛行場内を移動する車両に関するものを含む。）を取得するための航空交通管制の用に供する通信の方式をいう。
- 3 「GBAS」とは、地上から航空機に対し、無線測位衛星からの測位情報の精度及び安全性を向上させる補強信号並びに進入降下経路情報を送信し、航空機を安全に滑走路へ誘導する無線航行方式をいう。
- 4 「VOR」とは、極超短波帯の周波数の電波を全方向に発射する回転式の無線標識業務を行う設備をいう。
- 5 「航空用DME」とは、960MHzから1,215MHzまでの周波数の電波を使用し、航空機において、当該航空機から地表の定点までの見通し距離を測定するための無線航行業務を行う設備をいう。

A－8 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその A 内に維持するため、次の(1)及び(2)の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が B によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に C 維持するものであること。

A	B	C
1 占有周波数帯幅の許容値	当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路	かかわらずその温度変化を一定に
2 許容偏差	当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路	応じてその温度変化の許容値を正確に
3 占有周波数帯幅の許容値	シンセサイザ方式の発振回路	応じてその温度変化の許容値を正確に
4 許容偏差	シンセサイザ方式の発振回路	かかわらずその温度変化を一定に

A－9 測定器等の較正に関する次の記述のうち、電波法（第102条の18）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線設備の点検に用いる測定器その他の設備であって総務省令で定めるもの（以下2及び4において「測定器等」という。）の較正は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下2及び4において「機構」という。）がこれを行うほか、総務大臣は、その指定する者（以下2、3及び4において「指定較正機関」という。）にこれを行わせることができる。
- 2 機構又は指定較正機関による較正を受けた測定器等以外の測定器等には、較正をした旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
- 3 指定較正機関は、較正を行うときは、総務省令で定める測定器その他の設備を使用し、かつ、総務省令で定める要件を備える者にその較正を行わせなければならない。
- 4 機構又は指定較正機関は、測定器等の較正を行ったときは、総務省令で定めるところにより、その測定器等に較正をした旨の表示を付するとともにこれを公示するものとする。

A－10 無線局の一般通信方法における無線通信の原則に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から5までのうちから一つ選べ。

- 1 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、直ちに訂正しなければならない。
- 2 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。
- 3 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に終了させなければならない。
- 4 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 5 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。

A－11 次の記述は、伝搬障害防止区域の指定について述べたものである。電波法（第102条の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 A 以上の周波数の電波による特定の固定地点間の無線通信で次の(1)から(6)までのいずれかに該当するもの（以下「重要無線通信」という。）の電波伝搬路における当該電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ B 以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。
- (1) 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
(2) 放送の業務の用に供する無線局の無線設備による無線通信
(3) 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線設備による無線通信
(4) C の用に供する無線設備による無線通信
(5) 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線設備による無線通信
(6) 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線設備による無線通信
- ② ①の伝搬障害防止区域の指定は、政令で定めるところにより告示をもって行わなければならない。
- ③ 総務大臣は、政令で定めるところにより、②の告示に係る伝搬障害防止区域を表示した図面を D の事務所に備え付け、一般の縦覧に供しなければならない。

	A	B	C	D
1	890メガヘルツ	100メートル	気象業務	総務省及び関係地方公共団体
2	470メガヘルツ	200メートル	気象業務	総務大臣の指定する団体
3	470メガヘルツ	100メートル	船舶又は航空機の安全な運航	総務省及び関係地方公共団体
4	890メガヘルツ	200メートル	船舶又は航空機の安全な運航	総務大臣の指定する団体
5	890メガヘルツ	100メートル	船舶又は航空機の安全な運航	総務大臣の指定する団体

A－12 次の記述は、無線局の免許状等（注）に記載された事項の遵守について述べたものである。電波法（第52条から第54条まで）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

注 免許状又は登録状をいう。

- ① 無線局は、免許状に記載された A （特定地上基幹放送局については放送事項）の範囲を超えて運用してはならない。ただし、次の(1)から(6)までに掲げる通信については、この限りでない。
- (1) 遭難通信 (2) 緊急通信 (3) 安全通信 (4) 非常通信 (5) 放送の受信 (6) その他総務省令で定める通信
- ② 無線局を運用する場合においては、 B 、識別信号、電波の型式及び周波数は、その無線局の免許状等に記載されたところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。
- ③ 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)の定めるところによらなければならない。ただし、 C については、この限りでない。
- (1) 免許状等に記載されたものの範囲内であること。
(2) 通信を行うため D のものであること。

	A	B	C	D
1	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	必要十分
2	無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	必要最小
3	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備	遭難通信	必要十分
4	目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	遭難通信	必要最小
5	無線局の種別、目的又は通信の相手方若しくは通信事項	無線設備の設置場所	遭難通信	必要十分

A－13 次の記述は、無線設備の機器の検定について述べたものである。電波法（第37条）及び電波法施行規則（第11条の4）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 次の(1)から(6)までに掲げる無線設備の機器は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。
- (1) 電波法第31条（周波数測定装置の備えつけ）の規定により備え付けなければならない周波数測定装置
 - (2) 船舶安全法第2条（同法第29条の7の規定に基づく政令において準用する場合を含む。）の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない
 - (3) 船舶に施設する救命用の無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
 - (4) 電波法第33条（義務船舶局の無線設備の機器）の規定により備えなければならない無線設備の機器（(3)に掲げるものを除く。）
 - (5) 電波法第34条（義務船舶局等の無線設備の条件）本文に規定する船舶地球局の無線設備の機器
 - (6) 航空機に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるもの
- ② ①の(6)の航空機に施設する無線設備の機器であって総務省令で定めるものは、 に設置する無線設備の機器とする。
- ③ ②の機器は、その機器を施設しようとする航空機が航行する場合における に従い、型式検定が行われたものでなければならない。

	A	B	C
1	レーダー	航空機局	航空路区域
2	レーダー	義務航空機局	温度、高度等の環境の条件の区別
3	測定器	義務航空機局	航空路区域
4	測定器	航空機局	温度、高度等の環境の条件の区別

A－14 次の記述は、登録局（電波法第27条の21（登録）第1項の登録を受けて開設する無線局をいう。以下同じ。）の運用の制限等について述べたものである。電波法（第76条の2の2）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

総務大臣は、登録局のうち特定の周波数の電波を使用するものが著しく多数であり、かつ、当該特定の周波数の電波を使用する登録局が更に増加することにより を与えるおそれがある場合として総務省令で定める場合において必要があると認めるときは、当該特定の周波数の電波を使用している登録局の登録人（第27条の21第1項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）に対し、その影響を防止するため必要な限度において、登録に係る無線局を し、又は当該登録人が開設している登録局の することができる。

	A	B	C
1	他の無線局の運用に重大な影響	新たに開設することを禁止	運用を制限
2	他の無線局の運用に重大な影響	新たに開設することを保留	運用を停止
3	他の無線局の運用に影響	新たに開設することを禁止	運用を停止
4	他の無線局の運用に影響	新たに開設することを保留	運用を制限

A－15 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□A□を傍受してその□B□を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② □C□の秘密を漏らし、又は窃用した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。
- ③ □D□がその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C	D
1	特定の相手方に対して行われる無線通信	内容	無線通信	無線従事者
2	総務省令で定める周波数により行われる無線通信	存在若しくは内容	無線通信	無線通信の業務に従事する者
3	総務省令で定める周波数により行われる無線通信	内容	無線通信	無線通信の業務に従事する者
4	特定の相手方に対して行われる無線通信	存在若しくは内容	無線局の取扱中に係る無線通信	無線通信の業務に従事する者
5	総務省令で定める周波数により行われる無線通信	存在若しくは内容	無線局の取扱中に係る無線通信	無線従事者

B－1 無線局の免許がその効力を失ったときに、免許人（包括免許人を除く。）であった者が執るべき措置に関する次の記述のうち、電波法（第24条及び第78条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 遅滞なく無線従事者の解任届を提出しなければならない。
- イ 1箇月以内にその免許状を返納しなければならない。
- ウ 速やかに無線局免許申請書の添付書類の写しを総務大臣に返納しなければならない。
- エ 速やかに送信装置を廃棄しなければならない。
- オ 遅滞なく空中線の撤去その他の総務省令で定める電波の発射を防止するために必要な措置を講じなければならない。

B－2 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを1、適合しないものを2として解答せよ。

- ア 無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を携帯していなければならない。
- イ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、発見した日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- ウ 無線従事者は、氏名に変更を生じたときは、申請書に免許証及び氏名の変更の事実を証する書類を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出し、免許証の訂正を受けなければならない。
- エ 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から1箇月以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- オ 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、申請書に写真1枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。

B－3 次の記述は、周波数測定装置の備えつけについて述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の の 以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
- (1) 26.175MHz 周波数の電波を使用するもの
 - (2) 空中線電力10ワット以下のもの
 - (3) 電波法第31条（周波数測定装置の備えつけ）に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた電波法第31条に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力 以下のもの
 - (6) において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント（9kHzを超え526.5kHz以下の周波数の電波を使用する場合は、0.005パーセント）以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

- | | | | | |
|--------|---------------|---------|----------|----------|
| 1 許容偏差 | 2 占有周波数帯幅の許容値 | 3 5分の1 | 4 2分の1 | 5 を超える |
| 6 以下の | 7 100ワット | 8 50ワット | 9 標準周波数局 | 10 実験試験局 |

B－4 次の記述は、無線電話通信における試験電波の発射について述べたものである。無線局運用規則（第14条、第18条、第39条及び別表第4号）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局は、無線機器の試験又は調整のため電波の発射を必要とするときは、発射する前に自局の発射しようとする電波の によって聴守し、他の無線局の通信に混信を与えないことを確かめた後、次の(1)から(3)までの事項を順次送信しなければならない。
- (1) 3回
 - (2) こちらは 1回
 - (3) 自局の呼出名称 3回
- ② 更に を行い、他の無線局から停止の請求がない場合に限り、「」の連続及び自局の呼出名称1回を送信しなければならない。この場合において、「」の連続及び自局の呼出名称の送信は、10秒間を超えてはならない。
- ③ ①及び②の試験又は調整中は、しばしばその電波の周波数により聴守を行い、 を確かめなければならない。
- ④ ②にかかわらず、海上移動業務以外の業務の無線局にあつては、必要があるときは、10秒間を超えて、「」の連続及び自局の呼出名称の送信をすることができる。

- | | | |
|-----------------------|-----------------------|-----------|
| 1 周波数 | 2 周波数及びその他必要と認める周波数 | 3 ただいま試験中 |
| 4 各局 | 5 10秒間聴守 | 6 1分間聴守 |
| 7 本日は晴天なり | 8 試験電波発射中 | |
| 9 他の無線局から停止の要求がないかどうか | 10 他の無線局の通信に混信を与えないこと | |

B－5 次に掲げる場合のうち、電波法（第71条の5、第72条及び第73条）の規定に照らし、総務大臣がその職員を無線局に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格及び員数並びに時計及び書類をいう。）を検査させることができる場合に該当するものを**1**、該当しないものを**2**として解答せよ。

ア 電波利用料を納めないため督促状によって督促を受けた免許人が、その督促の期限までに電波利用料を納めないとき。

イ 無線設備が電波法第3章（無線設備）に定める技術基準に適合していないと認め、総務大臣が当該無線設備を使用する無線局の免許人等（注）に対し、その技術基準に適合するように当該無線設備の修理その他の必要な措置を執るべきことを命じたとき。

注 免許人又は登録人をいう。

ウ 免許人が無線局の検査の結果について指示を受け相当な措置をしたときに、当該免許人から総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に対し、その措置の内容についての報告があったとき。

エ 無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないと認め、総務大臣が当該無線局に対し臨時に電波の発射の停止を命じたとき。

オ 無線局の発射する電波の質が電波法第28条（電波の質）の総務省令で定めるものに適合していないため、総務大臣が臨時に電波の発射の停止を命じた無線局からその発射する電波の質が同条の総務省令の定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたとき。